

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 143 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 7

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、基準案）において、履行義務に取引価格を配分する際の「独立販売価格の見積り」についてご説明いたします。

収益の額を算定するにあたって、顧客との契約において提供する財又はサービスを「履行義務」と呼ばれる単位に分割して識別した後（ステップ2）、各「履行義務」に対して契約の「取引価格（※）」を配分します（ステップ4）。

この配分は、「独立販売価格」の比率で行います（基準案第62項から第64項参照）。

「独立販売価格」とは、財又はサービスを「独立して企業が顧客に販売する場合の価格」をいいます（基準案第8項）。

この「独立販売価格」の最善の見積りは、「企業が同様の状況において独立して類似の顧客に財又はサービスを販売する場合における当該財又はサービスの観察可能な価格」とされています（基準案第125項）。

<数値例>

（前提）

A 製品及び B サービスをセットで割引販売する（合計 3,000）。

A 製品と B サービスが別々の「履行義務」であり、A 製品の「独立販売価格」は 3,500、

B サービスの「独立販売価格」は 500 で、合計 4,000 である。

（取引価格の配分）

A 製品：2,625（ $=3,000 \times 3,500/4,000$ ）

B サービス：375（ $=3,000 \times 500/4,000$ ）

「独立販売価格」が直接観察できない（例えば、個別に販売していない）場合は、市場の状況、企業固有の要因、顧客に関する情報等、合理的に入手できるすべての情報を考慮し、観察可能な入力数値を最大限利用して、「独立販売価格」を見積ります。

類似の状況においては、見積方法を首尾一貫して適用します（基準案第 66 項）。  
見積方法には、「調整した市場評価アプローチ」、「予想コストに利益相当額を加算するアプローチ」、「残余アプローチ」の 3 つが挙げられています(同適用指針案第 31 項参照)。

なお、取引価格の配分に関して、現行の日本基準ではソフトウェア取引については一定の定めが存在するものの、一般的な定めはありません（「収益認識に関する会計基準(案)」等の公表 別紙 2）。そのため、複数の履行義務を識別する取引がある企業では、収益認識に影響が生じる可能性があります。

※：「取引価格」とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（ただし、第三者のために回収する額を除く。）をいいます（基準案第 7 項）。